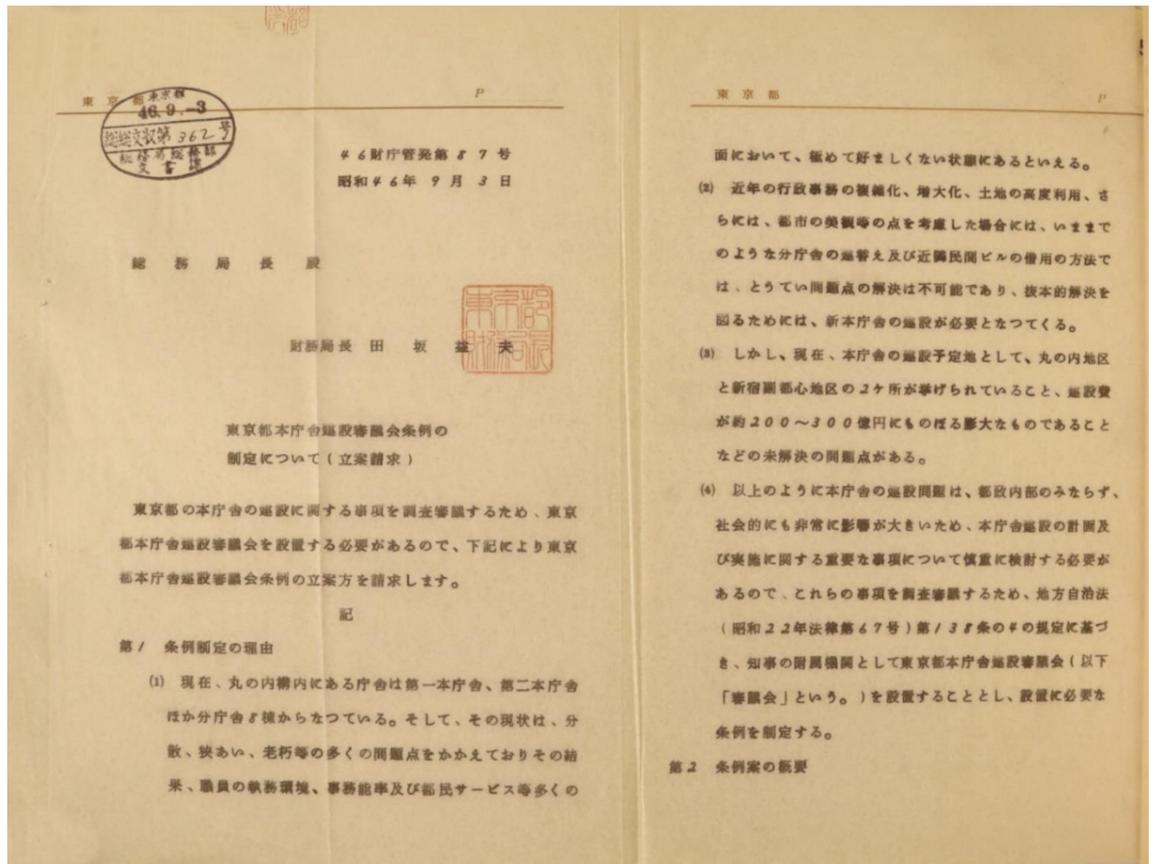
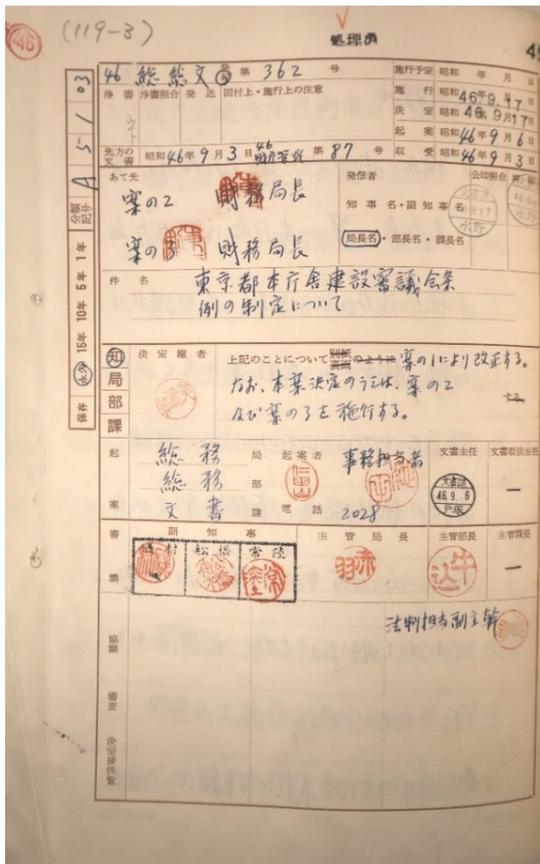


東京都本庁舎建設審議会条例の制定



「東京都本庁舎建設審議会条例の制定について」昭和46年(1971) (請求番号:ク208.20.3)

東京都本庁舎建設審議会条例が制定された際の起案文書です。

その中には、昭和46年(1971)9月に財務局の立案請求文書が綴られ、審議会設置の必要性が述べられています。

東京都本庁舎建設審議会(昭和46~52年)は、都議会議員と各界有識者により構成され、会長を藤井丙午(のち高木健夫)とし、都の諮問に応じて計4回の答申を行いました。

第1回目の答申(昭和47年1月)では、「当面の対策」として第三庁舎の建設を提言します。昭和48年(1972)11月には審議経過報告書を提出、本庁舎建設候補地は丸の内現在地と新宿副都心都心所有地の2か所とすることに合意した旨、報告しました。

第2回目の答申(昭和49年5月)では、本庁舎の位置は相対的に丸の内に優位性があるとされました。

本庁舎建設計画の基本方針を示した第3回答申(昭和50年11月)を経て、第4回の最終答申(昭和52年12月)では、丸の内敷地における老朽庁舎取壊しや第四庁舎の建設などを提言しましたが、都財政の悪化などにより実現しませんでした。